第八条中「により全国風俗環境浄化協会」の下に「（以下この条及び次条において「全国協会」という。）」を加え、「は全国風俗環境浄化協会」を「は全国協会」に改める。

第九条の見出し中「フレキシブルディスク」を「電磁的記録媒体」に改め、同条第一項中「記録したフレキシブルディスク」を「記録した電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。）」に、「フレキシブルディスク提出票」を「電磁的記録媒体提出票」に改め、同項第七号中「前条」を「第八条」に改め、同号を同項第八号とし、同項第六号中「前条」を「第八条」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号中「前条」を「第八条」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号中「法第三十九条第二項各号に掲げる」を削り、「前条」を「第八条」に改め、「第一条第二項」の下に「又は前条第二項」を加え、同号を同項第五号とし、同項第三号中「前条」を「第八条」に改め、「第一条第二項」の下に「又は前条第二項」を加え、同号を同項第四号とし、同項第二号中「前条」を「第八条」に改め、「第一条第二項」の下に「又は前条第二項」を加え、同号を同項第三号とし、同項第一号中「前条」を「第八条」に改め、同号の次に次の一号を加える。

二　届出書　前条第一項

第九条中第二項から第五項までを削り、同条を第十条とし、第八条の次に次の一条を加える。

（風俗環境浄化協力団体）

第九条　都道府県協会又は全国協会との合意に基づいてこれらと協力して善良の風俗の保持及び風俗環境の浄化並びに少年の健全な育成を図ることを目的とする団体（以下この条において「風俗環境浄化協力団体」という。）であつて、第四項の規定による措置を受けようとするもの（法第四十四条に規定する団体を除く。）は、その目的とする事業が二以上の都道府県の区域において行われる場合は、次に掲げる事項を記載した届出書を国家公安委員会に提出することができる。

一　名称及び事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所

二　目的及び事業

三　団体を組織する者の氏名及び住所（その者が団体である場合にあつては、当該団体の名称及び事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所）

2　前項の届出書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一　法人である場合には、定款、登記事項証明書並びに役員の氏名、住所及び略歴を記載した書面

二　事業の実施に関する基本的な計画を記載した書面

三　前項の全国協会との合意に関する書面

3　第一項の規定による届出をした風俗環境浄化協力団体は、同項各号に掲げる事項に変更があつたとき又は当該届出に係る事業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を国家公安委員会に届け出なければならない。

4　国家公安委員会又は公安委員会は、第一項の規定による届出をした風俗環境浄化協力団体に対し、その事業に関し必要な助言、指導その他の措置を講ずることができる。

5　都道府県協会又は全国協会は、法第三十九条第二項第二号又は第四十条第二項第二号に掲げる事業の実施のため必要があると認めるときは、風俗環境浄化協力団体に協力を求めることができる。

6　風俗環境浄化協力団体は、必要があると認めるときは、都道府県協会に対して、当該団体を対象とする法第三十九条第二項第四号に掲げる事業を行うことを求めることができる。

別記様式第一号中「風俗環境浄化協会に関する規則」を「風俗環境浄化協会等に関する規則」に改める。

別記様式第二号を次のように改める。

別記様式第２号（第10条関係）

電磁的記録媒体提出票

第８条において準用する第１条第１項
第８条において準用する第１条第２項
風俗環境浄化協会等に関する規則第８条において準用する第５条第１項の規定により提出する
第８条において準用する第５条第２項
第９条第２項

ることとされている事項を記録した電磁的記録媒体を以下のとおり提出します。

本票に添付されている電磁的記録媒体に記録された事項は、事実に相違ありません。

年　月　日

国家公安委員会　殿

提出者の名称及び事務所の所在地

1　電磁的記録媒体に記録された事項

2　電磁的記録媒体と併せて提出される書類

備考

1　「電磁的記録媒体に記録された事項」の欄には、電磁的記録媒体に記録されている事項を記載するとともに、２以上の電磁的記録媒体を提出するときは、電磁的記録媒体ごとに整理番号を付し、その番号ごとに記録されている事項を記載すること。

2　「電磁的記録媒体と併せて提出される書類」の欄には、本票に添付されている電磁的記録媒体に記録されている事項以外の事項を記載した書類を併せて提出する場合にあつては、その書類名を記載すること。

3　不要の文字は、横線で消すこと。

4　該当事項がない欄は、省略すること。

5　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

附　則

（施行期日）

1　この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この規則による改正前の風俗環境浄化協会に関する規則に規定する様式による書面については、なおこれを使用することができる。

（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う国家公安委員会の所管する関係法令に規定する対象手続等を定める国家公安委員会規則の一部改正）

3　行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う国家公安委員会の所管する関係法令に規定する対象手続等を定める国家公安委員会規則（平成十五年国家公安委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

別表第一の四の表風俗環境浄化協会に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第三号）の項中「風俗環境浄化協会に関する規則」を「風俗環境浄化協会等に関する規則」に改め、「第二項」の下に「並びに第九条第一項」を加え、別表第二の二の表風俗環境浄化協会に関する規則の項中「風俗環境浄化協会に関する規則」を「風俗環境浄化協会等に関する規則」に改め、「第三条第一項」の下に「及び第九条第三項」を加え、別表第三の二の表風俗環境浄化協会に関する規則の項中「風俗環境浄化協会に関する規則」を「風俗環境浄化協会等に関する規則」に改める。